# 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。)は、 決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外 部から発見が困難な家庭内で行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気が 付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に影響を与えます。被害者は多くの場合女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や被害者の経済的自立を困難にする社会的・構造的な問題があると言われています。DVを許さない社会づくりを推進することは、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題です。このため、DVを単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとして、DV防止に向けて取り組むとともに、被害者に対して状況に応じた相談、保護、自立に向けた支援など、きめ細かい支援を関係機関が連携して行っていくことが求められています。

#### (1) 国の動き

国においては、DV防止と被害者の保護を図ることを目的として、平成 13 (2001) 年4月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31号)」(以下「DV防止法」といいます。)を制定しました。平成 19 (2007) 年6月のDV防止法改正では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定と、市町村が設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこととが、市町村の努力義務となり、身近な市町村が地域に根差したDV被害者支援を行っていくことが期待されています。平成 25 (2013) 年7月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、DV防止法の適用対象とする改正が行われました。交際相手からの暴力、いわゆるデートDVも深刻な問題であるとの認識が高まっており、その対策が必要となる中、令和元(2019) 年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第 46号)」が成立し、その中でDV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明記されました。同改正では、DV被害者及び同伴児の保護対策において、児童虐待防止対策との連携強化が求められています。

#### (2)川崎市の状況

川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、平成13(2001)年10月に「男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)」を制定しました。平

成 22(2010)年3月には、DV防止法に基づく市町村基本計画となる「川崎市DV被害者 支援基本計画」を策定し、DV被害者とその同伴児等の安全と安心に配慮した総合的な 市のDV対策を推進してきました。平成27(2015)年3月には、DVを未然に防ぐための 取組も充実させる必要があることから、計画名称を「川崎市DV防止・被害者支援基本計 画」(以下「第2期基本計画」といいます。) に改め、DVを許さない社会づくりに向け 着実に取組を進めてきました。

この間、相談件数は増加傾向にあり、複数の暴力が重複して起こるなど被害の複雑化や、 高齢者間で起こるケース、様々な事情から遠方への転居が困難なケース、貧困や児童虐待 など複数の問題を抱えるケースなど、被害者の置かれている状況も多様化してきていま す。DV被害者支援においては、被害者及びその同伴児が安心で平穏な生活を送ることが できるよう、関係機関と連携しながら、相談や一時保護に迅速・適切に対応し、自立に向 け切れ目のない支援を行う体制の充実を図っていくことが重要です。またDV防止に向 けて、DVに対する理解の促進と相談窓口の周知を行うとともに、若年層に対して予防啓 発を強化させていくことが求められています。関係機関と連携した被害者支援の充実及 び防止に向けた取組の強化に向け、本計画を「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計 画」(以下「第3期基本計画」といいます。)とし、一層の取組の推進を目指します。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> DV防止法における 「被害者」は、性別を問わず、配偶者からの暴力を受けた者をいいます。配偶者には、 事実婚や元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)も含まれます。また、平成 25(2013)年度のDV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手(いわゆる同棲相手)からの暴 力を受けた者も同法の対象となりました。本計画においては、生活の本拠を共にしていない交際相手から の暴力を受けた者など、DV防止法の対象外となる当該者を含め、「被害者」としています。

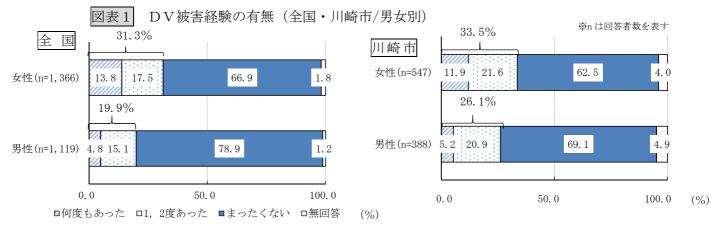
### 2 現状

### (1)配偶者等暴力2に関する被害の状況

#### ア DV 被害経験の状況

川崎市が平成 30(2018)年度に実施した「かわさきの男女共同参画に関するアンケート<sup>3</sup>」(以下「アンケート」といいます。)では、配偶者・パートナー(婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、離死別した元配偶者含む。)から「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的強要」、「経済的圧迫」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性で33.5%、男性では26.1%となっています。

川崎市の被害経験の状況について、平成 29(2017)年度に内閣府が実施した「男女間に おける暴力に関する調査」(以下「内閣府調査」といいます。)と比較すると、女性は同 程度、男性は若干高い数値となっています。



〇出典:平成29年度「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)、平成30年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(川崎市)

暴力の種類別の被害経験では、男女ともに「身体的暴力」が高く、次いで「精神的暴力」となっています。「身体的暴力」、「性的強要」、「経済的圧迫」は女性の被害経験が男性を上回っているのに対し、「精神的暴力」は男性の被害経験が女性を上回っています。なお、これらの暴力は、複数の種類が重複している場合もあり、DV被害は複雑化しています。平成29(2017)年度実施の内閣府調査では、被害者のうち、女性は47.3%、男性は34.5%が重複した被害を受けています。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> DV防止法における「暴力」は、「身体に対する暴力」又は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。暴力には多様な種類があり、本計画においては、以下のような行為を広く暴力として扱っています。

<sup>・</sup>身体的暴力:殴る/蹴る/首を絞める/タバコの火を押し付けるなど

<sup>・</sup>精神的暴力:暴言を吐く/脅かす/無視する/浮気・不貞を疑うなど

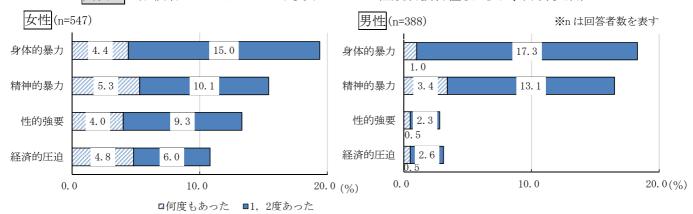
<sup>・</sup>経済的暴力:生活費を渡さない/女性が働き収入を得ることを妨げる/借金を重ねるなど

<sup>・</sup>性的暴力 :性行為を強要する/ポルノを見せたり、道具のように扱う/避妊に協力しないなど

<sup>・</sup>社会的暴力:外出や、親族・友人との付き合いを制限する/メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を細かく監視するなど

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> かわさきの男女共同参画に関するアンケートは、男女共同参画に関する意識や考えを把握することを目的に、川崎市と川崎市男女共同参画センターが平成30(2018)年9月に市内在住の満20歳以上79歳以下の人を対象に実施しました。

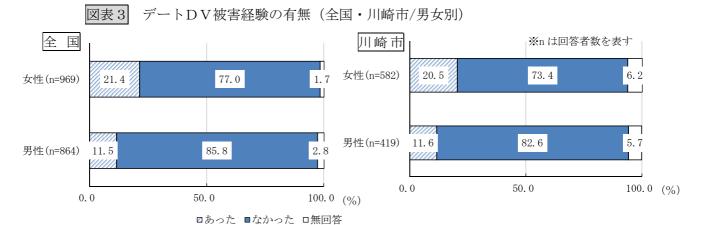
# 図表2 配偶者・パートナーから受けたDVの種類別被害経験(川崎市/男女別)



〇出典:平成30年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(川崎市)

### イ デート DV 被害経験の状況

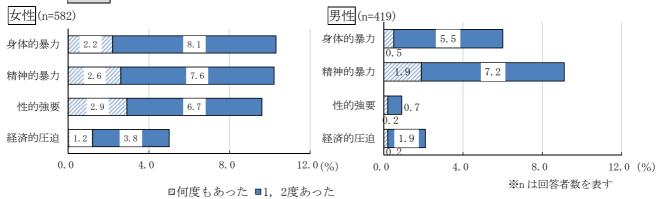
平成30(2018)年度実施のアンケートでは、交際相手(事実婚は含まない。)から「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的強要」、「経済的圧迫」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性で20.5%、男性では11.6%となっています。川崎市のデートDV被害経験の状況について平成29(2017)年度実施の内閣府調査と比較すると、男女ともに同程度となっています。



〇出典:平成29年度「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)、平成30年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(川崎市)

暴力の種類別の被害経験では、女性は「身体的暴力」が多く、男性は「精神的暴力」が多くなっています。また、「身体的暴力」、「精神的暴力」、「性的強要」、「経済的圧迫」のいずれも、女性の被害経験が男性を上回っています。また、デートDVについても、DVと同じく複数の種類の暴力が重複している場合があります。





○出典: 平成30年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(川崎市)

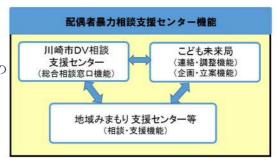
#### (2)相談の状況

#### ア 相談件数等

DVに関する相談については、DV防止法に基づく都道府県や市町村の配偶者暴力相談支援センター<sup>4</sup>において対応し平成30(2018)年7月現在、全国の配偶者暴力相談支援センターの数は281カ所となっています。平成30(2018)年度の全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は114,481件となっており、5年連続で10万件を超える件数で推移しています。

川崎市では、平成 28(2016)年度に総合相談窓口 図表 5 機能として川崎市DV相談支援センター(以下「DV 相談支援センター」といいます。)を開設し、地域みまもり支援センター等の相談・支援機能と、こども未来局の所管部署における連絡・調整機能及び企画・調整機能と合わせて、DV防止法に基づく市町村配偶者暴力相談支援センター機能を整備しました。現在は、DV相談支援センター及び地域みまもり支援センター等を中心に、川

川崎市配偶者暴力相談支援センター機能

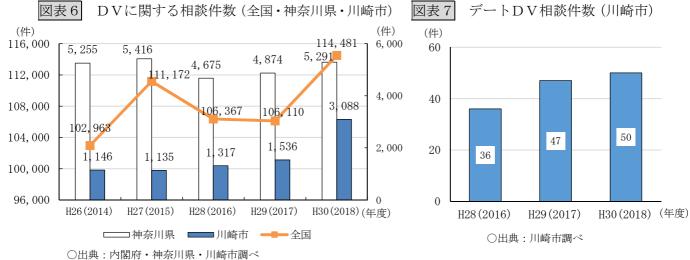


崎市男女共同参画センター(以下「男女共同参画センター」といいます)、人権オンブズパーソンでもDVに関する相談に対応しています。DV相談支援センター設置以降、相談件数は増加傾向にあり、平成 30(2018)年度の相談件数は 3,088件となっています。また、交際相手からの暴力相談件数についても、この 3年間において、増加傾向にあります。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> DV防止法第3条において、「都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにする」とあり、配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行っています。平成19(2007)年度のDV防止法の改正により、市町村も配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

神奈川県では、平成14(2002)年度から配偶者暴力相談支援センターを開設しています。

 $<sup>^5</sup>$  平成 30(2018)年度より相談件数の把握を内閣府の統計方法に合わせたこと等を受け、平成 30(2018)年度の相談件数は前年度に比べ大幅に増加しています。

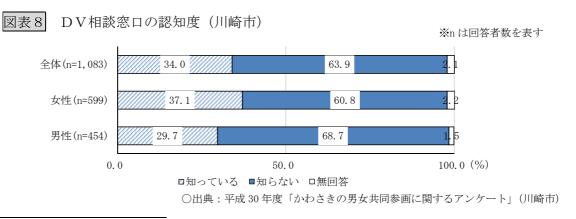


○山央· P1阁州· 作示川东· 川剛川岬· 、

また、近年、被害者の状況の多様化も顕在化していると被害者支援に携わる関係者から 指摘されています。DV被害は若年者から高齢者まで幅広い年齢層で生じており、被害者 の多くは女性ですが男性の事例も見られます。また、婚姻関係のある配偶者間だけではな く、事実婚や離婚後、同性パートナー間や交際相手間での被害も見られます。外国人、障 害者、高齢者、性的マイノリティ<sup>6</sup>など、被害者が置かれている状況によっては、複合的 な課題を抱えていることもあります。

### イ 相談窓口の認知度と相談の有無

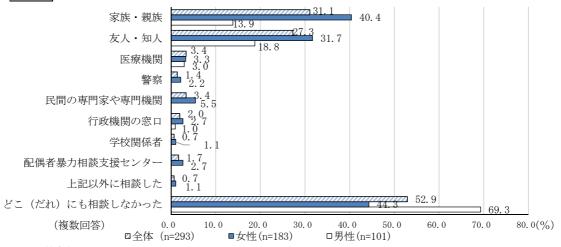
平成 30(2018)年度実施のアンケートでは、配偶者等からの暴力について相談できる窓口を、「知っている」と回答した人の割合は、34.0%(女性 37.1%、男性 29.7%)でした。男女ともに6割以上の人が、相談窓口を「知らない」と回答しています。



<sup>6</sup> セクシュアリティが少数派の人々の総称を指します。同性愛や両性愛、トランスジェンダー、インターセックス(性分化疾患)の人々を含みます。女性同性愛者(レズビアン Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ Gay)、両性愛者(バイセクシュアル Bisexual)、性転換者・異性装同性愛者(トランスジェンダーTransgender)の英語表記の頭文字を取った「LGBT」という表現もあります。また、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念として「性的指向」(セクシュアル オリエンテーション: Sexual Orientation)、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念として「性自認」(ジェンダー アイデンティティ: Gender Identity)との表現もあるほか、それぞれの英語表記の頭文字を取って「SOGI」と表現することもあります。

DV被害にあった時の相談先は、「家族・親族」が 31.1% (女性 40.4%、男性 13.9%) と、「友人・知人」が 27.3% (女性 31.7%、男性 18.8%) が多くなっています。一方で、「どこ (だれ) にも相談しなかった」を選んだ人は 52.9% (女性 44.3%、男性 69.3%) となっており、平成 26(2014)年度アンケート結果の 57.4% (女性 49.5%、男性 74.7%) と比較すると、男女ともに若干減少したものの、依然として全体の 5割以上が「どこ (だれ) にも相談しなかった」と回答しています。また、女性に比べ男性の方が相談に結び付きにくい傾向があることがわかります。

# 図表9 DVにあった時の相談先(川崎市)

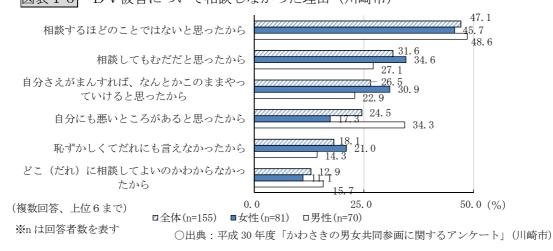


※n は回答者数を表す

〇出典:平成30年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(川崎市)

DV被害にあったときに「どこ(だれ)にも相談しなかった」理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が47.1%(女性45.7%、男性48.6%)が男女ともに最も多く、次いで「相談してもむだだと思ったから」が31.6%(女性34.6%、男性27.1%)、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が26.5%(女性30.9%、男性22.9%)と多くなっています。DVに悩みながらも、相談に至っていない潜在的な被害者は未だに多い状況が見られます。

# 図表10 DV被害について相談しなかった理由(川崎市)



### (3) 一時保護の状況

各都道府県に設置されている婦人相談所では、DV防止法に基づき、被害者及び同伴家族の一時保護を行っています。全国の一時保護件数は平成29(2017)年度3,000件、神奈川県の一時保護件数は平成30(2018)年度177件となっており、減少傾向にあります。

川崎市では、加害者による更なる暴力や追及の可能性が高い場合、神奈川県や民間団体等と連携して一時保護支援を行っています。川崎市の一時保護件数は、近年、30 件前後で推移していましたが、平成30(2018)年度は、16 件と減少しています。

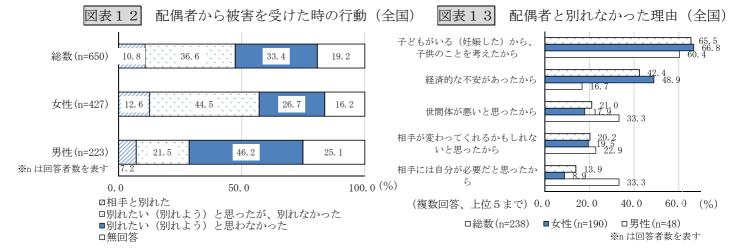


一時保護件数が減少傾向にある背景として、外出の制限や安全確保に必要な情報機器の利用制限などの保護に際してのルールへの懸念から、加害者からの危険性が高い場合でも被害者が一時保護施設の利用を躊躇する場合もあることが、平成29(2017)年度厚生労働省実施「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」や被害者支援に携わる関係者から指摘されています。

#### (4) 自立支援の状況

#### ア 自立に向けて必要な支援

DV被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場で自立して生活しようとする場合、精神的回復を図りながら、安定的な将来に向け経済的基盤を確立する過程で、様々な課題に直面します。平成29(2017)年度実施の内閣府調査によると、配偶者から何らかの被害を受けた時の行動では、「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかったが」が36.6%(女性44.5%、男性21.5%)となっており、男性より女性の割合が高くなっています。別れなかった理由としては、男女ともに「子どもがいる(妊娠した)から、子どものことを考えたから」が65.5%(女性66.8%、男性60.4%)と最も多くなっています。次いで女性は「経済的不安があったから」が48.9%、男性は「世間体が悪いと思ったから」、「相手には自分が必要だと思ったから」がともに33.3%と多くなっています。子どもの養育への懸念や、女性の場合については経済的不安などが、自立に向けた課題となっていることが見られます。



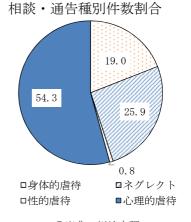
○出典: 平成29年度「男女間における暴力に関する調査」(内閣府)

#### イ 面前 DV や児童虐待の影響

平成 30(2018)年度の川崎市の一時保護件数 16 件のうち、子どもを同伴したケースは 11 件と、7割近くを占めます。平成 29(2017)年度実施の内閣府調査では、これまでに配 偶者から被害を受けたことがあり、かつ、子どもがいる人が、被害者の約9割を占め、被害者だけではなくDVが行われる家庭の子どももまた被害に晒される危険性が高いこと が懸念されます。

「児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)」では、子どもが同居する家庭において子どもの目の前で行われるDV(以下「面前DV」といいます。)は児童虐待の中の心理的虐待に当たるとされています。平成30(2018)年度、川崎市の児童相談所及び区役所で受けた児童虐待相談・通告件数は4,134件となっており、年々増加しています。全体の件数において心理的虐待が占める割合は54.3%となっています。

図表14 平成30(2018)年度川崎市児童虐待

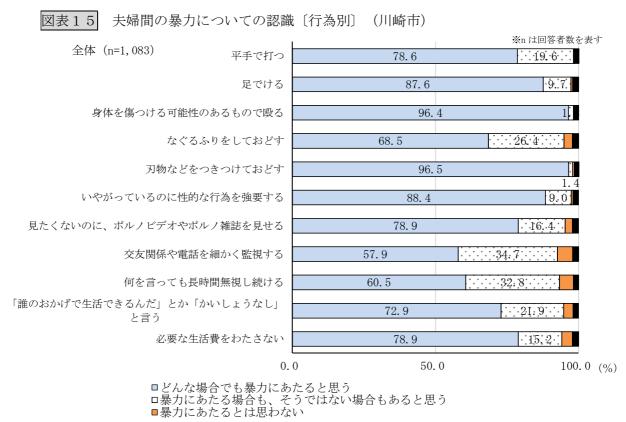


○出典:川崎市調べ

### (5) DV・デート DV の認知度及びその防止に向け必要な対策(市民意識)

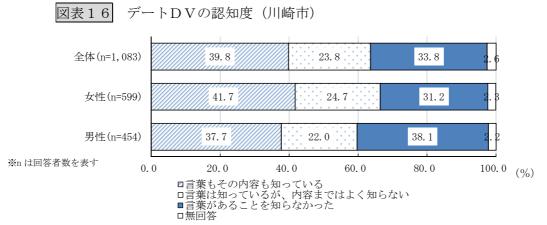
平成30(2018)年度実施のアンケート結果では、11の行為について、夫婦間で行われた場合に暴力だと思うかという質問について、「刃物を突き付けておどす」、「身体を傷つける可能性のある物で殴る」、「いやがっているのに性的な行為を強要する」の順に、「どのような場合でも暴力にあたると思う」と認識する人の割合が高くなっています。一方で、「交友関係や電話を細かく監視する」といった社会的暴力や「何を言っても長時間無視し続ける」といった精神的暴力に当たる行為については、暴力だと認識する人の割が6

割程度と他の行為に比べ低くなっています。また、平成 26 (2014) 年度及び平成 30 (2018) 年度実施のアンケート結果を比較すると、各行為を暴力だと認識する人の割合は全ての行為において増加していますが、7つの行為については未だ8割未満となっています。



〇出典:平成30年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(川崎市)

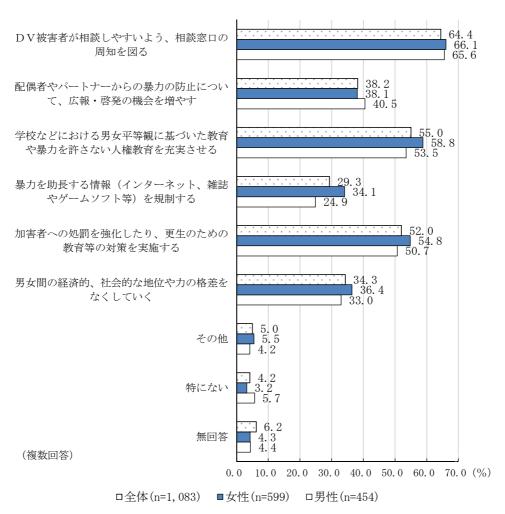
DVを未然に防ぐためには、DVの発生自体を予防するための対策に取り組み、DVは交際相手間でも生じるという認識を高めていくことが重要です。デートDVに関する認知度について、平成30(2018)年度実施のアンケートでは「言葉もその内容も知っている」と回答したのは、4割程度に留まっています。平成26(2014)年度実施のアンケート結果と比較しても、男女ともに認知度の割合に大きな変化は見られない状況となっています。



〇出典:平成30年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(川崎市)

DVやデートDVを防止するために必要な対策として、平成 30(2018)年度実施のアンケートでは、「DV被害者が相談しやすいよう、相談窓口の周知を図る」が最も高く、64.4%(女性 66.1%、男性 65.6%)でした。次いで、「学校などにおける男女平等観に基づいた教育や暴力を許さない人権教育を充実させる」が 55.0%(女性 58.8%、男性 53.5%)、「加害者への処罰を強制したり、更生のための教育等の対策を実施する」が 52.0%(女性 54.8%、男性 50.7%)となっています。DVやデートDVを許さない社会づくりに向け、被害者が支援へ繋がるよう相談窓口の周知を行うことや、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする人権教育を推進することが求められています。

## 図表17 DVやデートDVを防止するために必要な対策 (川崎市)



※n は回答者数を表す

○出典:平成30年度「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」(川崎市)

### 3 第2期基本計画の取組状況と課題

#### (1) これまでの主な取組状況

- ・第2期基本計画に基づき、平成 28(2016)年度、新たにDV相談支援センターを設置しま した。現在はDV相談支援センターを中心に、相談、一時保護、自立支援、関係機関等の 連携の取組を行っています。
- ・DV被害者支援に関わる職員が、正しい知識と認識のもと、組織として一体的な支援が行えるよう、毎年度「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」研修を実施し、DV加害者対策や若年女性の被害など、近年顕在化している課題をテーマとして扱いました。
- ・DV被害者支援における緊密かつ円滑な連携と施策の総合的な推進に向けて、弁護士会、 医師会、法務局、警察、児童相談所、各区地域みまもり支援センター等により組織された 「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を毎年度開催しました。また、同会議の下に設置 された「DV被害者相談支援部会」と、「DV対策庁内部会」を毎年度開催し、相談・支 援の現状や課題の共有、関係機関等における連携を推進しました。
- ・児童虐待と密接な関連があるDV被害については、各区地域みまもり支援センター等と児童相談所等の関係機関が連携して支援を行いました。
- ・DV防止啓発として、毎年度市内高校生及び大学生・専門学校生を対象にデートDV予防 啓発事業を実施しました。啓発事業はワークショップ形式で行われ、参加者同士が話し合 いの中で、デートDVへの理解を深め、自身の被害や加害経験への気づきを得たり、交際 における関係性を見つめ直すことで、将来的なDV防止に繋げることを目的としていま す。
- ・男女共同参画の視点に立った男性の意識啓発や問題解決促進に向け、男性の様々な問題について相談できる「男性のための電話相談」を平成28(2016)年度に設置し、適切な助言や情報提供を行いました。

### (2)課題

川崎市では、第2期基本計画に基づき取組を推進してきましたが、相談件数は増加傾向にあり、被害は複雑化するともに、被害者の置かれている状況や望む支援の内容も多様化してきています。また、DV防止に向け、男女の人権を尊重し、DVに対する理解を更に市民に促していく必要があります。現状及び第2期基本計画の取組状況を踏まえ、課題を次のとおり整理し、第3期基本計画に反映します。

#### ア 複雑化する DV 被害や被害者の多様な状況に応じた支援

「図表6 DVに関する相談件数」(6頁)のとおりDVに関する相談件数は増加しています。またそれに加え、複数の被害が重複するケースや、被害者の状況の多様化も顕在化しています。複雑化するDV被害や被害者の多様な状況に対応していくためには、被害者一人ひとりが抱える課題や必要な支援が異なることへの認識を持ちながら、被害者支援を担う職員と関係機関が連携して支援を推進していくことが重要です。そのためには、被害者支援を担う機関の組織的対応力の向上並びに職員の専門性の確保及びその継承を

図り、被害者支援体制を充実させていくことが必要となります。組織的対応力の向上には、相談を担う様々な関係部署において円滑な情報共有及び連携を推進するとともに、個々のケースの被害状況や支援ニーズなどの情報等の蓄積や分析を行うことが求められます。また、職員の専門性の確保及びその継承に向けては、研修等の充実による知識とスキルの向上を図るとともに、DVが重大な人権侵害であることを職員に向け啓発し、共通認識を醸成していくことが必要です。

⇒第3期基本計画への反映:基本目標 I -施策目標1、施策目標6

#### イ 相談窓口の更なる周知

平成 28(2016)年度にDV相談支援センターを設置したことで、DV相談に対応する相談窓口が拡大し、相談に繋がりやすい体制が整備されました。しかしながら、平成30(2018)年度実施のアンケート調査結果では、男女ともに6割以上の人が、「相談窓口を知らない」と回答しています。今後は、市民の6割以上がDVやデートDV防止に向け必要な対策として、「DV被害者が相談しやすいよう、相談窓口の周知を図る」と回答したことも踏まえ、被害者が安心して相談窓口に繋がることができるよう、相談窓口の更なる周知が必要です。また、DV被害にあった時に「だれ(どこ)にも相談しなかった」人の割合は全体で5割以上となっており、DV相談窓口の周知を行う際は、DVは「身体的暴力」だけではなく「精神的暴力」や「社会的暴力」なども含まれるというDVの特性についての理解の啓発と一体的に推進することで、相談を促す取組を推進していくことも必要です。

⇒第3期基本計画への反映:基本目標 I -施策目標3

#### ウ 被害者一人ひとりの自己決定に応じた多様な支援

DV防止法に基づく支援では、配偶者暴力相談支援センターが中心となって、関係機関との連携に基づき、相談、保護、遠方への転居、転居先での自立といった切れ目のない支援を行うことが重視されています。しかしながら、「2 (3) 一時保護の状況」(8頁) のとおり、近年、情報機器の利用制限などの保護に際してのルールへの懸念から、加害者からの危険性が高い場合でも保護に繋がりにくくなっているという課題が見られます。 DV防止法に基づく支援の枠組みの中で被害者の安全安心を確保しながら、被害者自身が自己決定を行い、またその自己決定したことが実現できるよう、被害者一人ひとりの自己決定に応じた多様な支援の推進が求められています。そのためには、支援の事例の蓄積・活用や情報収集を行い、より自己決定に即した保護事業のあり方の検討が必要です。また、保護に繋がりにくい被害が全国的に顕在化していることに対し、国でも検討が進められており、国や神奈川県の動向などを注視しつつ、川崎市としても対応を検討していく必要があります。

⇒第3期基本計画への反映:基本目標Ⅰ-施策目標4、基本目標Ⅳ-施策目標 12

### エ 関係機関と連携した自立支援及び同伴児への支援

DV被害者の自立支援については、「2 (4)自立支援の状況」(8頁)のとおり、子どもの養育への懸念や経済的不安など、被害者が自立に向け様々な課題を抱えていることを理解し、支援することが必要です。特に、子どもを同伴している場合、子どもの心のケアや就学に関する支援など、多岐にわたる支援が必要となります。DV防止法第8条の3では自立支援について、「生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令で定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、各種制度等を活用しながら関係機関が相互に連携して被害者の置かれた立場を理解し、自立に向けた支援を行うことが求められています。また、被害者が新たな地域で生活を始める場合、従前の地域での支援が引き継がれることが重要なことから、自治体間で連携しながら自立支援を行っていくことも必要です。同伴児への支援については、児童虐待防止対策の強化に伴い、DV防止法の中でも児童相談所との連携が重視されるようになったことを踏まえ、子ども施策に係る関係機関と連携しながら、同伴児への支援を推進することが求められています。

⇒第3期基本計画への反映:基本目標Ⅱ-施策目標7、施策目標8、基本目標Ⅲ-基本施策9、基本目標Ⅳ-施策目標12

#### オ DV 防止啓発の充実

DVを未然に防ぎ、DVを許さない社会づくりのためには、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを意識啓発していくことが必要です。平成30(2018)年度実施のアンケート調査結果では、夫婦間で行われる暴力に対する認識は向上してきていることが把握されましたが、市民のDVに対する理解を更に深めてくことが必要です。働く場や地域など市民が暮らす様々な生活の場で、幅広い対象に向け啓発を行うことが求められています。更に、DVを防止するためにはデートDVも深刻な問題であるという認識が重要ですが、デートDVに関する認知度については4割程度となっており、理解は十分とは言えない状況です。DVやデートDVを防止するために必要な対策として、市民の5割以上が「学校などにおける男女平等観や暴力を許さない人権教育を充実させる」と回答したことも踏まえ、若年層に向け、より早い段階から暴力に対する理解を深める啓発を行う必要があります。

DVやデートDV被害は個人の尊厳を侵害し、男女共同参画社会の形成の妨げとなるため、男女ともにDVの根絶に向け取り組む必要があります。男性については、平成30(2018)年度実施のアンケート調査結果から、相談に結びつきにくい状況が把握され、その背景には性別役割分担意識などから相談をためらう傾向があると専門家からは指摘されています。男性の様々な悩みについて、男女共同参画の視点に立った助言や情報提供を通じ問題整理に向けた支援を行い、最終的には問題解決に向けた行動がとれるよう、男性への意識啓発を行っていく必要があります。

⇒第3期基本計画への反映:基本目標IV-施策目標11

## 第2章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画推進の視点

人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、 次の4つの視点のもとに計画の推進に取り組みます。

- (1) DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (2)子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。
- (3)被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援をします。
- (4) 関係機関及び民間団体との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

### 2 計画の基本目標

川崎市におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するに当たり、次の4つの基本目標を定め、それぞれの施策を推進します。

基本目標I DV被害者の安全確保と支援体制の充実

基本目標Ⅱ DV被害者の自立支援の促進

基本目標Ⅲ DVに関する関係機関・民間団体との連携・協力

基本目標Ⅳ DVを許さない社会づくりの推進

#### 3 計画の位置付け

(1) 本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とし、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」 (以下「基本方針」といいます。)を指針とし、かつ、「かながわDV防止・被害者支援プラン」との整合性を図った計画とします。

(2)本計画は「男女平等かわさき条例」第8条の規定に基づき策定された「第4期川崎市 男女平等推進行動計画~かわさき☆かがやきプラン」の目標 I 「男女の人権尊重及び家 庭・教育における男女共同参画の推進」における基本施策 2 「女性に対するあらゆる暴 力の防止と被害者への支援」の施策 9 「ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者 支援の推進」に位置付けられます。また、「川崎市総合計画」及び「川崎市子ども・若 者の未来応援プラン」等の川崎市の各種計画との整合性を図りながら推進していきます。

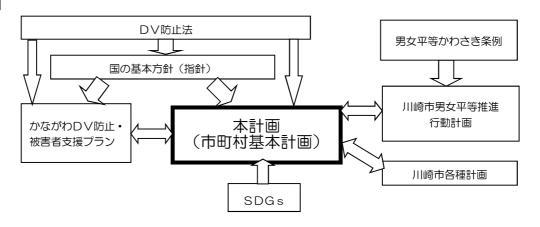
 $<sup>^7</sup>$  DV防止法に基づき、神奈川県では平成 18(2006)年に「かながわDV被害者支援プラン」を策定し、市町村や民間団体と協力・連携してDV被害者の相談や自立の支援などに取り組んできました。平成 26(2014)年 3 月の改定ではプランを「かながわDV防止・被害者支援プラン」とし、被害者支援の取組に加え、DV防止の取組を強化する改定を行いました。平成 31(2019)年 3 月の改定では、DV発生未然防止のための予防対策の強化、相談事例に基づくDV防止啓発冊子の作成等による啓発の強化、相談・支援に対応する職員に向けた研修体制の強化、被害者支援に取り組む民間団体に対する支援の強化の 4 つを重点的に取り組むポイントとし、施策を充実・強化するとしています。

(3) 本計画は、平成 27(2015) 年度に国連で採択された「SDGs<sup>8</sup>」における 17 の目標の一つである「目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女 性及び女児の能力強化を行う」と理念を共有するものです。



(4) 本計画は、川崎市におけるDV防止の取組及びDV被害者支援のあり方や方向性を定め、施策を総合的、体系的に推進するための計画です。

### 【関連図】



### 4 計画期間

本計画の期間は令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間とします。ただし、DV防止法の改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

\_

 $<sup>^8</sup>$  平成 27(2015)年 9月の国連サミットでは、全会一致で「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:頭文字等を取ってSDGsという)」を採択しました。SDGsは「誰一人取り残さない」を理念とし、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、令和 12(2030)年を期限とする包括的な 17 の目標を設定しています。17 の目標のうち 5 番目が「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」となっており、その中で「すべての女性および女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」ことを掲げています。

# 5 計画の体系

基本目標	施策目標	施策
	1 被害者支援体制の充実	1 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
	2 早期発見に向けた連携	2 医療機関、警察、民生委員児童委員·主任児童委
	_ 17/1/0501-11/1/12/200	員、教育機関等における被害の早期発見の促進
		3 相談支援の機能の充実
	3 相談体制の充実	4 相談窓口の周知
I DV被害者の		5 相談窓口における秘密の保持と安全の確保
安全確保と支		6 一時保護支援の充実
援体制の充実	4 一時保護支援と被害者の安全確保	7 一時保護施設等との連携
		8 安全の確保の徹底
	   5 外国人、障害者、高齢者、性的マイ	9 多様な状況に応じた支援
	ノリティの人々への支援	10 外国人への支援
	7771077( 107212	11 障害者、高齢者、性的マイノリティの人々への支援
	6 被害者支援を担う関係者の人材育	   12 職務関係者に対する研修等の強化
	成の充実	
	7 被害者の自立支援	13 自立支援の促進
		14 住居の確保に向けた支援
Ⅱ DV被害者の		15 就労の支援
自立支援の促		16 経済的な支援
進		17 各種制度の活用への支援
		18 自立のための心のケア
,		19 地域における支援
	   8 子どもの健やかな成長への支援	20 子どもの心のケア
	0 1 C 000 EC 13 G M C 100 X M	21 就学支援と安全の確保
Ⅲ DVに関する	9 関係機関・民間団体相互の連携	22 関係機関の支援ネットワークによる連携の推進
関係機関・民間		23 県内一時保護施設との連携
団体との連携・	10 民間団体との連携・協力の促進	24 市内一時保護施設への支援
協力		25 民間団体の活動への支援
		26 市における普及啓発の推進
Ⅳ DVを許さない	11 DVに関する理解を深めるための	27 男性の意識啓発の推進
社会づくりの推	普及啓発や教育の充実	28 暴力を許さない教育の推進
進		29 デートDV防止対策の強化
	12 DV防止に向けた調査研究等	30 DVに関する調査研究等

# 第3章 施策の展開

### 基本目標 I DV 被害者の安全確保と支援体制の充実

DV被害の複雑化や、被害者の状況・ニーズの多様化が顕在する中、被害者が安心して身近な窓口に相談でき、緊急の場合には被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、自立に向け必要な支援を受けることができる体制の充実に向け、配偶者暴力相談支援センター機能の充実を行います。また、被害者支援を担う職務関係者が、共通の認識・理解のもと、質の高い被害者支援等に取り組むため、研修の強化を図り、職務関係者の資質向上に努めます。

# 施策目標1 被害者支援体制の充実

川崎市では、現在、DV相談支援センターを中心に、DVに関する相談、一時保護、自立に向けた支援等を行っています。DVに関する相談件数は増加傾向にあるとともに、複数の暴力が重複するケースや、経済的困窮や児童虐待など複数の問題を抱えるケースなど被害者の置かれる状況は多様になっています。

被害者を早期に適切な支援に結び付けるためには、DV相談支援センターを広く周知していくことが必要です。被害者が相談に繋がったあとは、一人ひとりが抱える課題や必要な支援が異なる状況に対して迅速・適切に対応できるよう、地域みまもり支援センター等における組織的な対応力の向上及び相談に携わる職員の専門性の確保・継承が重要となります。また、DV被害者支援は複数の関係部署、自治体及び関係機関等が連携して取り組む必要があることから、これらの適切な連携や情報共有の仕組みを担う連絡・調整機能の充実が必要です。複雑化するDV被害や被害者ニーズの多様化への対応に向けては、個々の事例の情報収集・分析を行い、全市的に統一した支援の質の向上に向けた研修の企画や実施を担う機能の充実も求められています。

#### 施策1 配偶者暴力相談支援センター機能の充実

個々のケースの状況に応じた的確な支援の推進に向け、配偶者暴力相談支援センター機能として 位置付けられた各機能の充実を図ります。

DV相談支援センターを中心とした相談員と関係機関の連携による個々のケースの 状況に応じた的確な支援の推進に向け、組織的な対応力の向上に向けた検討を行い、 相談・支援機能の充実を図ります。

DV被害者支援を推進する関係部署、自治体、関係機関との適切な連携・情報共有 に向け、連絡・調整機能の充実を図ります。

被害状況や支援ニーズなど被害者支援に関する情報収集・分析、研修の企画・実施、 安全な情報共有の仕組みや連携体制の構築など、DV対策の推進に向け、施策・事業の企画・立案機能の充実を図ります。 被害者を早期に適切な支援に結び付けられるよう、被害者や支援に関わる関係者に 対しDV相談支援センター(総合相談窓口機能)の周知及び利用促進を行います。

# 施策目標2 早期発見に向けた連携

(4)

(5)

う取り組みます。

DV防止法第6条では、「配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を通 報するよう努めなければならない」とされています。被害の早期発見に向けては、被害者の 身近にいる人が、被害者の意思を尊重しながら適切な支援に繋がるよう促していくことが 重要であり、地域において活動する関係機関の職務関係者が積極的な役割を果たしていく ことが期待されます。

業務を通じて被害を発見しやすい立場にある医療機関に対しては、相談窓口などDVに 関する情報提供を行うとともに、相互に連携する仕組みの構築が必要です。また、警察とは、 それぞれの役割と位置付けを考慮しながら、相互連携を行っていくことが求められていま す。更に、地域において活動する民生委員児童委員・主任児童委員や、保育園、幼稚園、学 校は、家庭に接触する機会が多く、DVを発見する可能性があることから、これらの職務に 携わる関係者に向けてもDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行うことが重要 です。

# 施策2 医療機関、警察、民生委員児童委員・主任児童委員、教育機関等における被害の早期 発見の促進

被害の早期発見に向け、医療機関、警察、民生委員児童委員・主任児童委員、教育機関に向け 相談窓口等の情報提供を行います。また、通報があった場合は、適切に対応します。

業務を通じて被害を発見しやすい立場にある医療機関に対し、DVに関する情報提 (1)供に努めるとともに、関係機関それぞれの役割と位置付けを考慮しながら、医療機 関との相互連携の仕組みを構築します。 警察は、業務を通じて被害を発見しやすい立場にあることから、関係機関それぞれ (2)の役割と位置付けを考慮しながら、警察との相互連携の仕組みを構築します。 地域において活動している民生委員児童委員・主任児童委員に対して、被害の早期 (3)発見に向けDVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。 保育園や幼稚園、学校は、児童の保護者との日常のコミュニケーションから、各家 (4)庭の状況を把握する可能性が高いことから、学校等の関係者に対し、被害の早期発 見に向け、DVに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。 DV相談支援センターに通報があった場合は、通報者に対し、被害者の意思と安全 に配慮しながら、被害者に相談窓口への相談を勧奨するように依頼するとともに、

緊急性が高い場合の対応について情報提供するなど、被害者の安全確保に繋がるよ

# 施策目標3 相談体制の充実

DVは外部から発見しづらい場において行われることが多く、暴力が潜在化し、被害が深刻化しやすいという特性があることから、被害者を早期に適切な支援に結び付けていくことが重要となります。

しかし、平成30(2018)年度実施のアンケート結果によると、男女ともに6割以上が「DVについて相談できる窓口を知らない」と回答しています。また、DV被害にあった時に「どこ(だれ)にも相談しなかった」人の割合は、女性で44.3%、男性で69.3%となっており、DVに悩みながらも、相談に至っていない潜在的な被害者が多いことが伺えます。被害者がDV被害を一人で抱え込まず、安心して相談窓口に繋がるためには、相談窓口のより一層の周知が必要です。

相談に繋がった後は、相談窓口が相談者の状況を見極め適切な支援に結び付けていくともに、関係機関等との連携による一体的な支援を行えるよう調整していくことが重要です。被害者の状況に応じた様々な相談に対応できるよう、DV相談支援センターを中心に、各相談窓口が連携して被害者支援を行っていく必要があります。

また、加害者が執拗に被害者の居所を追うこともあるため、被害者がいつでも安心して相談できる環境の整備も重要です。被害者や支援に関わる職員等のプライバシーと安全を確保し、関係部署において情報管理の徹底に共通認識を持ちながら取り組んでいく必要があります。

施策3 相	  談支援の機能の充実
DV相談支	援センターを中心に、各相談窓口が連携して相談支援を実施します。
(1)	DV相談支援センターを中心に、被害者の意思を尊重した相談を実施します。
(2)	区地域みまもり支援センター等では、多職種の専門職と協働し、被害者の個々の状況に応じた的確な支援に向けた相談を実施します。
(3)	男女共同参画センターでは、女性総合相談事業及び男性のための電話相談事業を実施しており、DVに関する緊急事案や困難事案について、DV相談支援センター等との連携に努めます。また、自立支援を含め、様々な問題や悩みについて、相談者自身が考え判断し解決に向けた行動がとれるように相談を実施します。
(4)	人権オンブズパーソンでは、男女平等に関わる人権侵害や子どもの権利の侵害について相談事業を実施し、問題解決に向け助言や支援を行います。DVに関する緊急事案や困難事案については、DV相談支援センター等との連携に努めます。

	被害者が関係機関の窓口ごとに事情を説明する負担を軽減し、二次的被害 <sup>9</sup> を防止す
(5)	るため、関係機関等がそれぞれの役割を踏まえて対応するとともに、相互の緊密な
	連携に努めます。
(C)	DVは児童虐待と密接に関係しているため、地域みまもり支援センター等と児童相
(6)	所が連携しながら、子どもへのケアを行います。
	男性のDV被害者については、神奈川県と連携しながら、DV相談支援センターを
(7)	中心に相談支援を行います。男女共同参画センターでは、男性のための電話相談に
(7)	男性のDV被害者からの相談があった場合には、必要に応じて、DV相談支援セン
	ター等と連携しながら対応に努めます。
	こども未来局は、被害者支援に関する情報を収集し、関係機関等への情報提供及び
(8)	助言を行うとともに、研修を企画・実施し、相談・支援の質の確保と向上に努めま
	す。

# 施策4 相談窓口の周知

相談窓口の情報を記載した広報物の作成・配布等により、相談窓口のより一層の周知を行うとと もに、被害を発見しやすい立場にある職務関係者に対して相談窓口の周知・情報提供に努めます。

(1)	相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより 一層の周知に努めます。
(2)	市ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。

- 医療機関、警察、民生委員児童委員・主任児童委員、福祉施設や教育機関等へ相談
- (3)窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。

### 施策5 相談窓口における秘密の保持と安全の確保

相談者と相談に対応する職員のプライバシーと安全の確保に努めます。また、研修等の実施によ

り、情報の保護と管理の徹底に向けた共通認識の醸成に努めます。		
(1)	相談窓口における相談者のプライバシーと安全の確保に努めます。	
(2)	被害者の安全確保のための情報の保護と管理を徹底するとともに、相談・支援に関する安全な情報共有の仕組みの構築や、相談に対応する職員及び民間団体等の情報の保護に努めます。	
(3)	情報の保護と管理について周知徹底させるための研修等を、関係部署を含めた職員に対し計画的に行います。	

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> DVにより心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害 者の立場を理解しない職務関係者の不適切な対応で、更に傷ついてしまうことを指します。

# 施策目標4 一時保護支援と被害者の安全確保

DV被害者支援において被害者とその子ども等の安全確保は最優先に行うべきであり、一時保護を受けようとする被害者の緊張や不安が緩和され、安心して支援を受けることができるよう、関係機関等と連携しながら迅速かつ適切な支援を行うことが重要です。川崎市では、神奈川県、警察、民間団体等と連携し一時保護支援を行っており、きめ細やかな相談対応を通じた一時保護支援体制の更なる充実が必要です。

また、DVから逃れてきた被害者やその子どもたちが安心して心と体を休める場所として、一時保護施設が果たす役割は大きく、一時保護施設と連携して被害者一人ひとりの心身の状況に応じたケアや支援をしていく必要があります。

さらに、被害者や同伴児を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、加害者からの 追跡への対応等については、関係機関等と連携して情報管理を徹底し、被害者と子どもの安 全確保に努めることが重要です。

近年顕在化している保護に繋がりにくい被害については、支援事例の蓄積・活用や、自己 決定に即した保護事業のあり方の調査などを通じ、被害者一人ひとりの自己決定に寄り添 った多様な支援を推進していくことが求められています。

## 施策6 一時保護支援の充実

神奈川県、警察、民間団体等と連携しながら一時保護支援を行います。また、情報収集や調査等による被害者一人ひとりの自己決定に応じた多様な支援の推進を図ります。

- 広域的な対応を行うため、神奈川県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化し (1) ます。
- (2) 一時保護支援の際には、警察と適切に連携し迅速な対応を行います。
  - 被害者一人ひとりの自己決定に応じた多様な支援の推進に向け、支援事例の蓄積・
- (3) 活用や、現行のシェルター支援とは異なる、より自己決定に即した保護事業のあり 方の調査及び関係機関等との協議を行います。

#### 施策了一時保護施設等との連携

一時保護中の被害者及び同伴児への支援については、一時保護施設や関係機関等と連携しながら、適切な支援を行います。

- 一時保護施設と連携し、被害者を支えながら自立に向けた支援に取り組んでいきま(1) す。
- 一時保護中、被害者とその同伴児が精神的な安定を取り戻すための環境を提供し、本 (2) 人の状況や状態に合った適切なケアを行うことができるよう、関係機関等と連携し、 対応します。

	(3)	一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、被害者の個々の状況を
		踏まえてニーズを把握し、一時保護施設、神奈川県等と連携して、被害者の立場に
		立った支援方針を決定し支援に取り組みます。
	(4)	被害者とその子どもの心身の状況に応じて、一時保護の支援方針について、児童相
		談所と協議・調整します。
	(5)	一時保護中の同伴児の学習機会の確保のため、一時保護施設に対する適切な支援に
		関する他自治体の取組について調査・情報収集します。

# 施策8 安全の確保の徹底

関係機関等と連携しながら、一時保護中の被害者と同伴児の安全確保に努めるとともに、情報の 保護と管理を徹底します。

保護と管理	是を徹底します。
(1)	被害者に対し、保護命令10の制度や手続き等について情報提供するとともに、裁判所
(1)	から書面提出を求められた場合は、迅速かつ的確に対応します。
(2)	裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、関係機関と連携を図りながら、被害
(2)	者本人と子どもや親族等の安全確保のため助言等を行います。
(3)	保育園、幼稚園、学校等と連携し、子どもの安全の確保に努めます。
(0)	
	こども未来局は、迅速かつ適切な被害者とその同伴児の安全確保が行えるよう、自
(4)	治体や関係機関等との連携体制や安全な情報共有の仕組み等について、検討・調整
	します。
(5)	被害者の安全の確保のため、情報の保護と管理を徹底します。
	MILE SALE MANUEL AND CHARLES AND CONTROL OF THE MANUEL AND CONTROL OF THE CONTR
(6)	情報の保護と管理について周知徹底させるための研修等を、関係部署を含めた職員
(0)	に対し計画的に行います。【再掲:基本目標 I - 施策目標 3 - 施策 5 (3)】

<sup>10</sup> 保護命令とは、DV防止法に基づき、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた 被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることによりその生命又は身体に重大な危害を受けるお それが大きいときに、被害者からの申し立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令を指します。

<sup>・</sup>被害者への接近禁止命令:配偶者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する。

<sup>・</sup>退去命令:配偶者に、被害者と共に住む住居から一定期間退去することを命じる。

<sup>・</sup>被害者の子又は親族への接近禁止命令:被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺につきまとったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する。

<sup>・</sup>電話等禁止命令:被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する。

# 施策目標5 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティの人々への支援

DV被害者に対する支援では、母国語による支援が必要なことが多い外国人をはじめ、障害者や高齢者、性的マイノリティの人々など、様々な立場や状況に置かれている被害者の意思を十分に理解し、必要な配慮を行いつつ、被害者が安心して相談できる環境整備や、一人ひとりの心身の状況に応じた支援を行うことが求められています。そのためには、まず被害者支援を担う職務関係者が、被害者の置かれている状況や求める支援は多様であり、一人ひとりが抱える課題や必要な支援が異なることへの認識を持つ必要があります。

外国人被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすく、相談に結び付きに くい状況に置かれることがあります。また、実際の支援に当たって、在留資格、法律手続 など、複雑で対応に専門性が必要な場合が少なくありません。こうしたことから、言葉や 文化の違いに配慮し、外国人支援を行う民間団体等と連携した相談、支援を行っていく必 要があります。

障害者や高齢者は、虐待とも関連が深く、支援においては貧困などの複合的な課題を抱えることも多いことから、適切な支援を受けられるよう、各相談窓口等の関係機関と連携した支援が必要です。性的マイノリティの被害者については、まず被害者支援を担う職務関係者がDV被害者の中に性的マイノリティの人々が含まれることを認識し<sup>11</sup>、関係機関と連携しながら支援することが必要です。

### 施策9 多様な状況に応じた支援

被害者一人ひとりが抱える課題や必要な支援が異なることへの認識を持ち、本人の意向を確認しながら、適切な対応に努めます。

- (1) 外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど、多様な背景を持つ被害者の状況 やニーズに配慮しながら、被害者の立場に立った支援を行います。
- (2) 被害者一人ひとりが抱える課題や必要な支援が異なることへの認識を持ち、個々の 状況等に応じた支援を行います。

### 施策10 外国人への支援

言葉や文化等の違いにより、在留資格などの複雑な課題を抱えることがある外国人DV被害者に対しては、通訳支援や多言語による情報提供に努めます。

- (1) 外国人に対し、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。
- (2) 外国人被害者への支援に向けて、様々な事例に対応できる通訳者の確保など、外国 人被害者の支援団体等との連携を推進します。

 $<sup>^{11}</sup>$  電通ダイバーシティ・ラボの「LGBT調査 2018」によると、LGBTを自認する人は全体の 8.9%(約 11 人に 1 人)に当たります。

(3)	外国人被害者へ適切な助言が行えるよう、外国人被害者の支援団体等と連携し、相 談担当者や通訳者への研修を実施します。
(4)	多文化共生総合相談ワンストップセンターでDVを把握した場合は、関係機関と連
(4)	携して、状況に応じた支援を行います。

# 施策11 障害者、高齢者、性的マイノリティの人々への支援

障害者、高齢者、性的マイノリティの人々に対する正しい知識を持ち、関係機関と連携して、それぞれの被害者の状況に配慮した情報提供や相談支援を実施します。

	(1)	障害者へのDVについては、障害者の相談に関わる機関にDV被害者支援に関する情
		報等を提供するなど、被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携します。
	(0)	高齢者へのDVについては、被害者が適切な支援を受けられるよう、高齢者虐待に関
	(2)	する相談窓口等の関係機関と連携します。
	(3)	性的マイノリティの人々へのDVについては、個別のニーズ等に配慮しながら、被
	(3)	害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携します。

# 施策目標6 被害者支援を担う関係者の人材育成の充実

相談や支援を担う職員及び関係機関は、それぞれの立場において、DVの特性及び被害者の状況を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められており、高い専門性を持つことが重要です。相談に関わる機関等において、相談者の様々なニーズに応じた支援内容を検討し、支援に関する経験やスキルを蓄積していくとともに、研修等により一層の資質向上を図ることが求められています。なお、その際には、職務関係者の不適切な対応によって被害者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与えてしまうといった二次的被害の防止に向けた理解促進が必要です。

また、被害者支援に直接関わらない関係部署の職員においてもDVやデートDVについて理解を深める研修を実施し、DVが重大な人権侵害であることや、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど、一人ひとりの被害者が置かれている状況が異なることへの認識を高めていくことが重要です。

#### 施策12 職務関係者に対する研修等の強化

被害者支援に関わる職務関係者が、共通の認識・理解のもと、質の高い被害者支援等に取り組むために、事例検討会議や研修等の充実を図ります。また、職員全般のDVに対する理解の促進に努めます。

こども未来局は、被害者支援に関する情報を収集し、関係機関等への情報提供及び助言を行うとともに、研修を企画・実施し、相談・支援の質の確保と向上に努めます。 【再掲:基本目標 I -施策目標 3 -施策 3 (8)】

		被害者の支援に関わる各機関において、被害者の様々な状況に応じた支援の実務研修
	(2)	や事例検討会議を実施するとともに、関係者間における事例検討会議等を開催し、支
	(2)	援に関する知識やスキルについて、情報共有・交換することにより、支援の質の向上
		を図ります。
	(2)	被害者に対して、DVに関する正しい理解と認識のもと、組織として一体的な支援
	(3)	を行えるよう、管理職を含めた職員研修を実施します。
		職員に対し階層別研修等を通じ、DVは重大な人権侵害であることの意識醸成及び
	(4)	外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど被害者が持つ多様な背景への理解
		促進に努めます。
	(5)	被害者支援を担う職員に対し、外国人等被害者の置かれている様々な状況や背景を
		理解するための研修や、法的対応に関する専門研修等を実施します。
	(6)	教職員、保育士及び幼稚園の関係者に対する研修を通じて、DVについての正しい
	(6)	理解を促進します。
		被害者支援を担う関係者に対する様々な研修を通じて、被害者の二次的被害の防止
	(7)	を図ります。また、保健、医療、福祉、教育、警察等関係機関及び民間団体等に対し
		ても研修の参加を促します。

## 基本目標I DV 被害者の自立支援の促進

被害者が一時保護から自立していく過程には、自身の精神的回復、就労や住まいの確保といった生活基盤の確立、子どもの心のケアや就学など、様々な解決すべき課題があり、一人ひとりの状況に応じた支援が必要になります。被害者が個々の課題を解決しながら、地域の中で安心した生活を送ることができるよう、自立支援に係る施策を所管する機関が相互に連携して支援します。

また、暴力のある環境にいた子どもへの支援も重要です。暴力を目撃したことによって、 子どもに深刻な影響を与えることが専門家から指摘されており、子どもの心のケアや就学 支援等を関係機関と連携して行います。

# 施策目標7 被害者の自立支援

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、様々な課題に直面します。被害者の自立支援に当たっては、生活保護制度やひとり親家庭に対する支援制度、住宅確保要配慮者に関する制度などの各種制度を所管する関係機関が相互に連携して、地域の中で継続して支援を行うことが重要です。特に、被害者が新たな地域で生活を始める場合、従前の地域での支援が引き継がれるよう、自治体間で広域連携に努めることも必要です。

被害者の中には様々な悩みを複合的に抱えることにより、専門的ケアが必要になることがあります。そのような場合は、一時保護施設などをはじめとする関係機関等が連携して、切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

また、地域で生活する被害者が、安心して暮らしていけるよう、自助グループの活動支援 を通じた居場所づくりや見守り支援なども必要です。

施策13	自立支援の促進
関係機関等	と相互に連携を図りながら、被害者一人ひとりの状況に応じた自立支援に努めます。
(1)	被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを把握し、必要な情報提供を行います。
(2)	関係機関等の連携体制を充実させるとともに、自治体間の広域連携により、各機関が行う自立支援が円滑に行われるよう努めます。
(3)	一時保護後の自立支援のあり方について、一時保護施設を運営する民間団体と協議・ 検討を行います。
(4)	子どもを同伴する被害者について、母子生活支援施設を活用し、自立に向けた支援 を行います。
(5)	DV被害者の自立に向け、女性保護施設の活用について、神奈川県と連携します。

施策14	住居の確保に向けた支援
被害者に対します。	・し必要な情報提供を行うとともに、居住支援制度の活用等を通じた住居の確保を支援
(1)	被害者が安心して生活できる住居の確保について、情報を収集・提供し、自立を支援
(1)	します。
(2)	一時保護施設退所後等の居住場所として、「配偶者からの暴力被害者の市営住宅への
(2)	一時使用に関する要綱」に基づき、市営住宅への住居設定に係る支援を行います。
(3)	居住支援制度の活用及び居住支援協議会での連携により、被害者の民間賃貸住宅に
(3)	ついての入居機会の確保を支援します。

# 施策15 就労の支援

被害者の状況に応じた就労支援を実施するとともに、各種制度の情報提供を行います。

(1) 被害者の状況に応じた就職や転職のための相談や、就労のための講座などの事業を実施します。

(0)	公共職業安定所等における就労支援や職業訓練制度などの就労に関する情報を収集
(2)	し、被害者に提供します。
(3)	ひとり親家庭等を対象とした職業訓練や生活保護受給者を対象とした就労支援を実
(3)	施します。

### 施策16 経済的な支援

経済的な自立に向け、被害者一人ひとりの状況に応じた支援に関する情報収集と提供を行うとともに、様々な施策との連携による経済的支援を行います。

- (1) 経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、制度の内容や手続きをわかりやすく、被害者に説明します。
- (2) 自治体間での広域連携を取りながら、ひとり親家庭支援施策事業や生活保護制度など 様々な施策との連携による生活基盤を整えるための経済的な支援を推進します。

### 施策17 各種制度の活用への支援

証明書の発行等による各種制度の手続きに向けた支援を行います。離婚や子どもの親権、面会交流等の法的問題を抱えているケースについては、弁護士会等と連携し法的対応に係る情報提供を行います。

1111.730	
(1)	住民基本台帳、健康保険、年金、生活保護及び児童扶養手当等の諸制度の手続きの
(1)	円滑な運用に向けた支援を行います。
(2)	各種手続きに必要な証明書を発行します。
(3)	法的対応に係る支援について、弁護士会等との連携を推進し、被害者に法律相談や
(3)	日本司法支援センター(法テラス)12等の情報提供を行います。
(4)	住民基本台帳の閲覧等の制限について、職員に対する研修等を行うとともに、制度を
(4)	適切に運用します。

# 施策18 自立のための心のケア

被害者の精神的回復に向け、心のケアに係る相談についての情報提供や、サポートグループ相談の実施を行います。

- (1) 心のケアが特に必要な被害者に対しては、心のケアについて相談やカウンセリングが 受けられる機関について情報提供を行います。
- (2) サポートグループ相談の実施や自助グループの活動支援などを通じ、被害者の居場所 づくりと心のケアに努めます。

<sup>12</sup> 日本司法支援センター(法テラス)のこと。総合法律支援法に基づき、設立された公的な法人です。

一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、被害者の個々の状況を 踏まえてニーズを把握し、一時保護施設、神奈川県等と連携して、被害者の立場に 立った支援方針を決定し支援に取り組みます。【再掲:基本目標 I -施策目標 4 -施策 7 (3)】

#### 施策19 地域における支援

(3)

新たな地域で生活を始めた被害者に対し、意向を確認しながら継続的な支援を行うとともに、D V被害者が地域で孤立することがないよう、グループ相談等を通じた居場所づくりに努めます。

- (1) 被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の 地域での支援が引き継がれるように努めます。
- (2) サポートグループ相談の実施や自助グループの活動支援などを通じ、被害者の居場所 づくりと心のケアに努めます。【再掲:基本目標Ⅱ-施策目標7-施策18(2)】

# 施策目標8 子どもの健やかな成長への支援

DVを身近に見てきた子どもたちは、身体に暴力を受けていなくても親の確執や葛藤を目の当たりにすることで様々な心の傷を受けており、専門機関と連携しながら、心のケアを推進していくことが重要です。令和元(2019)年6月のDV防止法の改正を踏まえ、地域みまもり支援センター等は児童相談所と連携して、DV及び児童虐待被害者の支援に取り組んでいくことが求められています。また、子どもの地域の中での健やかな成長に向けて、子どもの就学や保育等の生活支援について子どもに対応する各関係機関が連携して組織的な対応を行っていくことが必要です。

#### 施策20 子どもの心のケア

面前DVや避難後の生活環境の変化による子どもへの心理的影響を考慮し、関係機関と連携した子どもの心のケアを行います。

- DVは児童虐待と密接に関係しているため、児童相談所をはじめ、子どもに対応する (1) 関係機関は連携を一層密にしながら、被害者の状況と子どもの状況について十分把握 し、子どもの心のケアと親子関係の再構築について継続的な支援を行います。
- (2) 地域で生活する被害者とその子どもが、地域の中で孤立することがないよう、関係 機関と連携し、継続的な支援を行います。

#### 施策21 就学支援と安全の確保

被害者と子どもの安全を確保しながら、子どもが新たな地域での生活を始められるよう、関係機関と連携しながら、就学等の支援を行います。

(1)	被害者の子どもの転出入などの手続きや授業料の免除制度などの活用について、情報
(1)	の提供と円滑な対応に努めます。
(0)	被害者とその子どもの置かれた状況について正しく理解し、適切な情報管理を行い、
(2)	子どもの安全確保と守秘義務が徹底されるよう、関係機関へ協力を要請します。
(3)	教職員、保育士及び幼稚園の関係者に対する研修を通じて、DVについての正しい
(3)	理解を促進します。【再掲:基本目標 I-施策目標 6-施策12(5)】

### 基本目標Ⅲ DV に関する関係機関・民間団体との連携・協力

DV被害者支援に当たっては、相談や一時保護、自立支援など、各段階において関係機関と民間団体が相互に連携して推進することが重要です。国、県及び市の関係機関や民間団体と連携して、DV被害者支援やDV防止に向けた施策の推進に取り組みます。特に、神奈川県内では、DV防止法制定前から、DV被害者の支援に先行して取り組んできた民間団体の活動が活発なことから、こうした民間団体と連携・協力を図ります。

# 施策目標9 関係機関・民間団体相互の連携

DV被害者の支援には、その発見から自立に向けた支援まで、被害者を市外施設で保護するなどの市域を越えた広域的な支援や、段階に応じた様々な支援が必要です。切れ目のない広域的な支援の実施に向け、情報の漏えいなく統一的な対応ができるよう、県内自治体間での連携や、関係機関及び民間団体相互の連携を推進していくことが重要です。

川崎市では、平成22(2010)年度に、弁護士会、医師会、法務局、警察、民間団体、関係部署などで構成される「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を設置し、定期的な情報交換や課題の共有を通じた連携に努めています。引き続き、こども未来局が中心となって、DV対策に係る関係機関の連携体制の検討・調整を行い、密接な連携を図りながら、施策をより効果的に推進していくことが必要です。

	施策22	関係機関の支援ネットワークによる連携の推進
		局は、自治体や関係機関等の円滑な連携に向けた検討・調整や会議等の開催を通じ、 に関わる関係団体との支援ネットワークによる連携の推進を図ります。
	(1)	こども未来局は、迅速かつ適切な被害者とその同伴児の安全確保が行えるよう、自治
		体や関係機関等との連携体制や安全な情報共有の仕組み等について、検討・調整しま
		す。【再掲:基本目標 I -施策目標 4 -施策 8 (4)】
	(2)	「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催し、関係機関等が相互理解と共通認識
		のもと、効果的な支援のために円滑な連携ができるよう努めます。

	(3)	DV被害者に対する相談支援等を行う関係機関会議を開催し、相談支援や自立支援の
		充実に向けた連携を進めます。また、神奈川県による関係者会議に参加するなど、県
		内での連携を図ります。
Ī	(4)	被害者の支援に当たっては、必要に応じて、市外の施設を活用するなど、広域連携に
		努めます。
	(5)	被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の
		地域での支援が引き継がれるように努めます。【再掲:基本目標Ⅱ-施策目標7-施策
		19 (1) ]

# 施策目標10 民間団体との連携・協力の促進

DV被害者支援については、行政だけでは手が届かない被害者に対して、よりきめ細やかな支援を行っている民間団体が大きな役割を担ってきました。また、デートDVなど、近年取組が求められている課題についても、民間団体が率先して取組を進めています。引き続き、民間団体と連携しながら被害者の安全確保と自立支援に取り組むとともに、DV防止に向けた取組を充実させていくことが重要です。

民間団体の専門性や柔軟な対応力などを生かしたDV防止及び被害者支援の推進に向け、 民間団体の取組を支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策・事業への反映に取り 組むことが必要です。

施策23	県内一時保護施設との連携
定期的な意 層の連携に	ま見交換の実施や一時保護施設のスタッフへの研修等を通じ、県内一時保護施設との一 好めます。
(1)	県内の一時保護施設と定期的な意見交換を行うことができる場を設定し、情報共有に
(1)	努め、連携を図ります。
(2)	一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やDVに関する制度についての情報
(2)	提供を細やかに行います。
(2)	職員への研修資料や市民啓発資料等の作成に当たっては、民間団体に蓄積された被害
(3)	者支援の知識や情報等を踏まえて作成します。

### 施策24 市内一時保護施設への支援

市内で被害者の安全を確保し、自立に向けた支援を実施する民間団体の活動を支援します。

(1) 市内で一時保護施設を運営する民間団体が安定的、継続的に活動できるよう、支援します。

一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やDVに関する制度についての情報提供を細やかに行います。【再掲:基本目標Ⅲ-施策目標10-施策23(2)】

施策25	民間団体の活動への支援
専門性や柔 図ります。	軟な対応力を持つ民間団体の活動を支援し、DV防止及び被害者支援の取組の充実を
(1)	DV被害者支援のための知識や経験を有し、相談や自立支援、啓発活動等を行う民間 団体の取組を支援します。
(2)	民間団体の被害者支援活動やDV防止活動等との連携や協働に努めます。

### 基本目標IV DVを許さない社会づくりの推進

(2)

DVは、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。市民や職員に対し、様々な機会を捉えてDV防止への幅広い理解を促進します。若い世代に対しては、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から人権教育やデートDV予防啓発を実施し、被害者及び加害者を生み出さないための予防対策を推進します。また、DV防止及び被害者支援に係る施策の充実に向け、調査研究を推進します。

### 施策目標11 DV に対する理解を深めるための普及啓発や教育の充実

DVを許さない社会の推進のためには、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを、普及啓発していくことが重要です。川崎市では、DV防止の取組として、啓発資料の作成・配布や講座の開催等を行ってきました。今後は、働く場や地域など市民が暮らす様々な場で、幅広い対象に向けて啓発を推進しDVへの認識を高めていくことが必要です。その際は、DV相談窓口の情報についても周知・広報していくことが必要です。DV被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気が付かないまま暴力を受け続けている人がいます。身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、社会的暴力もDVとなるなど、DVに対する理解と相談窓口の周知を一体的に情報提供することが求められます。また、男性については、性別役割分担意識などから被害者及び加害者のいずれにおいても、女性に比べ相談に結び付きにくい傾向があることも踏まえ、適切な情報提供を行い、意識啓発を推進していくことが必要です。

DVを未然に防ぐためには、家庭や地域、学校等、若い世代が暮らす様々な場で、人権教育やデートDV予防啓発を推進し、将来的なDV被害者及び加害者とならないための教育を推進していくことが重要です。平成30(2018)年度実施アンケートでは、デートDVの認知経路について、「学校の授業」を選んだ人の割合が全体では4.5%(女性5.0%、男性3.7%)

となっているのに対し、20代は31.0%(女性33.3%、男性27.3%)と有意に高くなっており、若年層のデートDVを認知する媒体として学校の役割が大きいことがわかります。学校教育の各段階において暴力を許さない教育を推進し、若年層に向けたデートDV防止対策の強化を図ることが求められています。

### 施策26 市における普及啓発の推進

働く場や地域など市民が暮らす様々な生活の場で、DV防止に向けた啓発の推進や相談窓口の広報・周知を行います。

報・向知を	行いより。
	民間団体と連携・協力しながら、働く場や地域など市民が暮らす様々な生活の場で、
(1)	DV関連講座やセミナー等を開催し、企業なども含めた市民への啓発を広く進め、
	DV防止のための取組を推進します。
(2)	相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより
(2)	一層の周知に努めます。【再掲:基本目標 I -施策目標 3 -施策 4 (1)】
(3)	市ホームページや広報誌等でDV防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。
(3)	【再掲:基本目標 I -施策目標 3 -施策 4 (2)】
	職員に対し階層別研修等を通じ、DVは重大な人権侵害であることの意識醸成及び外
(4)	国人、障害者、高齢者、性的マイノリティなど被害者が持つ多様な背景への理解促進
	に努めます。【再掲:基本目標 I -施策目標6-施策12(4)】

### 施策27 男性の意識啓発の推進

男性相談員による男性のための電話相談事業を推進し、相談者が問題解決に向けた行動がとれるよう、男女共同参画の視点に立った男性の意識啓発に努めます。

男女共同参画センターでは、男性の様々な問題について、男性のための電話窓口を (1) 通じて、適切な助言や情報提供をすることにより、男女共同参画の視点に立った男 性の意識啓発や問題解決を図ります。

### 施策28 暴力を許さない教育の推進

(1)

学校教育の各段階において、暴力防止に向けた人権教育を推進するともに、教職員等への情報提供や理解促進を行います。

保育園、幼稚園などの乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を 許さない教育や、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の人権に関す る教育の一層の推進を図ります。あわせて、保育士や教職員等への意識啓発を行いま す。

# 施策29 デートDV防止対策の強化

デートDV防止に向け、若年層を対象にしたワークショップを実施します。

関係機関等と連携したデートDVに関するワークショップの実施など、高校生・大学 (1) 生・専門学校生に向けた予防啓発を推進します。また、高校生より若い世代の中学生 に向けた啓発を検討し、デートDV防止の取組の強化を図ります。

# 施策目標12 DV 防止に向けた調査研究等

(3)

DV防止や被害者支援に係る施策の推進に当たっては、個々の事例を分析するとともに、 DVを生み出す背景や原因、被害の実態などDVに関する調査研究の情報収集を行い、施策 に反映させていくことが重要です。国においては、加害者対策や近年顕在化している保護に 繋がりにくい被害等について調査研究を進めているところであり、川崎市においても、国の 調査研究等についての情報収集等を行い、施策の検討を行っていくことが必要です。

	施策30	DVに関する調査研究等
	DV被害等の実態把握に向け、個々の支援事例に関する状況把握を行います。また、国や他自然体の調査研究の情報収集を行うとともに、支援の充実等に向け国へ要望します。	
	(1)	相談事例を分析するなど、被害の実態や自立支援に関する状況把握に努めます。
		近年顕在化している保護に繋がりにくい被害等について、国の検討動向、他自治体の
	(2)	取組、民間団体の取組を調査、情報収集するとともに、支援の充実及び必要な法整備
		等に関して国へ要望します。
		加害者対策のための国の調査研究、他自治体の取組、民間団体の取組について調査、

情報収集するとともに、加害者対策のあり方について検討します。

# 第4章 計画の推進と数値目標

第3期基本計画を推進していくため、次のような推進体制により取組を進めるとともに、 進行管理を行っていきます。

#### 1 推進体制

関係機関や民間団体等と連携・協力して、第3期基本計画に基づく取組を進めていきます。

# (1)川崎市男女平等推進審議会

川崎市の附属機関として、DVなど男女平等の推進に関する重要事項について調査審議します。

### (2) 川崎市 DV 被害者支援対策推進会議

弁護士会、裁判所、医師会、人権擁護委員協議会、民間団体、国、神奈川県及び関係部署等が意見交換を行いながら、計画に位置付けられた施策の推進に向け連携します。

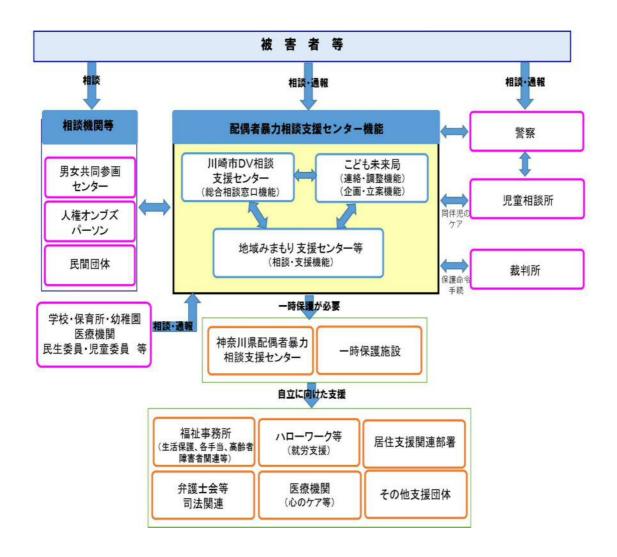
### (3) 民間団体との連携

川崎市は民間団体との連携・協力によって被害者支援及び防止に向けた取組を進めてきました。今後も、民間団体の持つ豊富な知識や情報を生かしながら計画を推進していくため、定期的に意見交換を行い、計画を推進します。

### (4) 神奈川県との連携

川崎市DV被害者支援対策推進会議等を活用しながら連携を強化し、計画を推進します。

# 2 DV 被害者支援の体系



#### 3 計画の進行管理

第3期基本計画の点検・評価は「川崎市男女平等推進行動計画」と連動し、男女平等 施策の実施状況をまとめた年次報告書の中で公表します。

また、毎年度、川崎市DV被害者支援対策推進会議の下に設置されるDV対策庁内部 会に、施策の取組状況を報告し、進捗状況や課題を共有します。

#### 4 数値目標

第3期基本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。目標達成に向け、相談窓口の周知や予防啓発の取組の一層の推進を行います。

項目	計画策定時	現状値	目標値
	【平成 26 (2014)	【平成 30(2018)	【令和 5 (2023)
	年度】	年度】	年度】
夫婦間における次のような行為を暴力と認			
識する人の割合			
①「平手で打つ」 (身体的暴力)	①72.8%	①78.6%	①87.0%
②「殴るふりをしておどす」 (精神的暴力)	<b>2</b> 62. 3%	268.5%	278.0%
③「必要な生活費を渡さない」(経済的暴力)	372.9%	378.9%	388.0%
④「性的な行為を強要する」(性的暴力)	<b>4</b> 81. 9%	<b>4</b> 88. 4%	498.0%
⑤「交友関係や電話を細かく監視する」(社	<b>⑤</b> 56. 5%	<b>⑤</b> 57. 9%	⑤62.0%
会的暴力)			
「デートDV」という言葉とその内容の認	20, 60/	20.00/	45.0%
知度	39.6%	39.8%	45. 0%
配偶者等からの暴力について相談できる窓	22 40/	24.00/	40.00/
口の認知度	33.4%	34.0%	40.0%
DV被害にあった際に、どこ(だれ)にも	57.4%	52.9%	45.0%
相談しなかった人の割合	01.470	94.970	40.070

※計画策定時及び現状値の数値は、平成 26(2014)年度及び平成 30(2018)年度実施「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」結果から把握

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と 男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力 (身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同 じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の 二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する 暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様 の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を

支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同 条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要 事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において 「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要 事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画 を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施 策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を 定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとす る。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談 支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、 次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な 指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への 連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との 連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者 からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努め るものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合に は、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センタ 一が行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを 勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察 法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十 六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者 からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければな らない

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所 (次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十 四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉 法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自 立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命 又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。) を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を 受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身 体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に あっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一 項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である 場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫 を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は 発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを 防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令 の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に 掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、 又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞(しゆう) 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、

当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において 同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあって は、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - ー 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われ た地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。) の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居 している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該 命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族 等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発 する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しく は所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職 員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることが できる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただ し、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審 尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の 住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。 事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合に おいて、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所 は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命 令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項 の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、 裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援 センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の 規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。 (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号

列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる 事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあ るのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第 二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号 に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又 は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは 地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規 定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、 最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者 (次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身 の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその 人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければな らない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資する ため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法 等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努め るものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
  - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認 める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を 支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁 した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担 するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助すること ができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に 掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者(第二十八条の二に規定する関係 にある相手からの暴力を受けた者をい う。以下同じ。)
第六条第一項	同条に規定する関係にある相手又は同条 に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二 号、第十二条第一項第一号 から第四号まで及び第十八 条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相 手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚 姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消し た場合

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの 規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百 万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施 行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるもの とする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように 改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等 を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように 改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。 〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正 する。

[次のよう略]

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
  - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十 八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
  - 二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で 定める。

〔検討等〕

- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る 加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、そ の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条~第7条)
- 第2章 基本施策等(第8条~第15条)
- 第3章 拠点施設(第16条)
- 第4章 男女平等推進審議会(第17条)
- 第5章 雑則 (第18条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割 分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。 (基本理念)
- 第2条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。
- (1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。) において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊 重し、責任を分かち合うこと。
- (2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- (3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- (4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- (5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。 (市の役割)
- 第3条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に 取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に 協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害 (以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

- 第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、 又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。
- 2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する 相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人 権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

#### 第2章 基本施策等

(行動計画)

- 第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図る ため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推 進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。 (広報活動等) 第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

- 第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。
- 2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携 に努めるものとする。

#### 第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

#### 第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

- 第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を 置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第5章 雜則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

#### 附則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

#### 川崎市男女平等推進審議会規則(平成13年川崎市規則第83号)

(趣旨)

第1条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第17条第9項の 規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に 関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。 (会長及び副会長)

- 第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。(会議)
- 第4条 審議会は会長は招集し、会長はその会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開 くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その 説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

- 第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。 (庶務)
- 第7条 審議会の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- この規則は、平成13年10月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日規則第16号抄)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月31日規則第13号)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 川崎市DV被害者支援対策推進会議要綱

平成22年12月22日 市民・こども局こども本部長決裁

(目的及び設置)

第1条 本市において、配偶者等からの暴力(以下、「DV」という。)の防止及び被害者支援のための関係機関の円滑な連携と施策の総合的な推進を図ることを目的として、川崎市DV被害者支援対策推進会議(以下、「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。
- (1) 川崎市DV防止・被害者支援基本計画に関すること。
- (2) DVに係る被害者等の相談、一時保護及び自立支援に関すること。
- (3) DVに係る被害の防止に関すること。
- (4) DVに関する研修及び啓発に関すること。
- (5) 関係機関の連携のあり方に関すること。
- (6) その他DV被害者支援対策に関し必要と認められること。

(委員)

第3条 推進会議は、議長及び別表第1に掲げる関係機関等から推薦された者をもって構成する。

(議長)

- 第4条 議長は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長をもって充てる。
- 2 議長は、推進会議の事務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。 (会議)
- 第5条 推進会議は、議長が必要に応じて招集する。
- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に出席を求めその意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進会議は部会を設置することができる。

(オブザーバー)

第7条 別表第2に掲げる関係機関等から推薦されたオブザーバーは、推進会議に出席 し、必要な助言をすることができる。

(庶務)

- 第8条 推進会議の庶務は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室において処理する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 (川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議要綱の廃止)
- 2 川崎市配偶者からの暴力対策関係機関等連絡会議要綱(平成16年12月24日)は、 廃止する。
  - (川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会要綱の廃止)
- 3 川崎市女性への暴力相談等関係機関連絡会要綱(平成18年11月1日)は、廃止する。
  - (川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置要綱の廃止)
- 4 川崎市DV防止及び被害者支援庁内連絡会議設置要綱(平成20年 3月14日)は、廃止する。

附則

- この要綱は、平成22年12月22日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 川崎市DV被害者支援対策推進会議委員(第3条関係)

区分	所 属
関係機関	神奈川県弁護士会川崎支部
	公益社団法人川崎市医師会
	川崎人権擁護委員協議会
	民間団体代表
国	横浜地方法務局川崎支局総務課
神奈川県	神奈川県立女性相談所
	神奈川県立かながわ男女共同参画センター
	神奈川県警察本部生活安全部人身安全対策課
川崎市	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室
	市民文化局人権・男女共同参画室
	こども未来局こども家庭センター
	こども未来局中部児童相談所
	こども未来局北部児童相談所
	川崎区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
	大師地区健康福祉ステーション
	田島地区健康福祉ステーション
	幸区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
	中原区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
	高津区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
	宮前区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
	多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
	麻生区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当
	教育委員会事務局総務部人権・共生教育担当
	教育委員会事務局総合教育センター

## 別表第2 オブザーバー(第7条関係)

区分	所属
神奈川県	神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

#### 計画策定の経過

第3期基本計画は、平成31(2019)年3月の第8期川崎市男女平等推進審議会答申「川崎市DV防止・被害者支援基本計画の改定について」に基づき、関係機関等と協議調整を行い、計画(案)を作成しました。計画(案)に対しては意見募集(パブリックコメント手続)を実施し、市民からの意見も踏まえ、第3期基本計画を策定しました。

年 月	経 過
平成 29(2017)年 4月	市長から第8期川崎市男女平等推進審議会へ諮問
	諮問事項:川崎市DV防止・被害者支援基本計画の改定について
平成 30(2018)年7月	第8期川崎市男女平等推進審議会に川崎市DV防止・被害者支援基本計
	画改定検討部会を設置
平成 30(2018)年 9月	第8期川崎市男女平等推進審議会及び川崎市DV防止・被害者支援基本
	計画改定検討部会の合同開催による担当部署へのヒアリング調査の実
	施
	ヒアリングテーマ:「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組について
	川崎市DV防止・被害者支援基本計画改定検討部会が、第8期川崎市男
平成 31 (2019)年 1月	女平等推進審議会に「川崎市DV防止・被害者支援基本計画改定検討部
	会報告書」を提出
平成 31 (2019) 年 3 月	第8期川崎市男女平等推進審議会が市長へ答申
一次 31 (2013) 平 3 万	答申:川崎市DV防止・被害者支援基本計画の改定について
   令和元(2019)年5月	第1回川崎市DV防止・被害者支援基本計画検討会議及び川崎市DV被
<b>节和几(2019) 平 5 月</b>	害者支援対策推進会議DV対策庁内部会の合同開催
令和元(2019)年9月	第2回川崎市DV防止・被害者支援基本計画検討会議の開催
令和元(2019)年 10月	川崎市DV被害者支援対策推進会議の開催
令和元(2019)年 11 月	「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画(案)」作成
令和元(2019)年11月20日	「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画(案)」に対する意見募
~ 令和元(2019)年 12 月 20 日	集(パブリックコメント手続)を実施
令和元(2019)年 12月4日	「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画(案)」に対する市民説明会を実施
令和 2 (2020)年 3 月	「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」策定・公表

# 第3期川崎市 DV 防止·被害者支援基本計画 令和 2(2020)年 3 月

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11番地 2 川崎フロンティアビル 9階 電 話 044-200-2300

FAX 044-200-3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp



川崎市